

保護者の皆様へ

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の申請について

令和2年度私立高等学校等授業料支援補助金の申請書を配付いたします。

保護者等の所得に応じて、年額481,200円～181,200円が、国の「高等学校等就学支援金」とは別に上乘せされ、生徒本人に助成される大切な書類です。

以下の説明を充分にお読みいただき、必要書類等をご準備のうえご提出ください。

提出期限 令和2年7月10日(金) 【期日厳守】【全員提出】

大阪府へは申請者全員分を一括して申請しますので、提出期限はくれぐれも厳守してください。

※記入方法や詳しい内容を学校ホームページにて掲載していますのでご確認ください。

※対象の有無がわからない場合は、未記入ではなく学校にお問い合わせください。



← 記入方法や詳しい内容はこちら

申請しない(対象外の方)

提出書類 (1). 授業料支援申請書裏面 (授業料支援補助金の申請に関する確認書)《P5》 下記項目全て記入

◎年組番 生徒名を記入 ◎「1.申請について」申請しませんしてください。

◎「3.授業料支援補助金の受給を申請しない理由」該当するものにしてください。

申請する(対象の方)

提出書類 (1). 授業料支援申請書(様式第1号の4)《P4,5》 下記項目すべて記入

◎申請者(生徒)に関する事項 ◎保護者等(父母)に関する事項

◎添付書類に関する事項 ◎授業料支援補助金の申請に関する確認書

(2). 《同一の保護者等に扶養される子どもが生徒本人を含んで2人以上いる世帯

(所得区分が「B2、B3」または「C1、C2」ランクのみ)》

在学(在校)証明書及び健康保険証等の写し

(詳細はリーフレットP3「申請に必要な書類」を参照してください。)

※保護者の課税証明書の提出について(4月～6月 7月～翌年3月分)

今回、国の就学支援金の申請書も同時に配付しており、大阪府の授業料支援補助金用として、もう一部課税証明書を取りよせる必要はありません。**令和2度分の課税証明書の提出は国の就学支援金の申請書に同封してください。**

また、令和元年度分(4～6月申請分)につきましては、1年生は4月に提出、2、3年生は昨年度提出して頂いているので課税証明書の提出は不要です。

《支給要件》下記①～③のすべてを満たすことが条件となります。

①国の就学支援金を受給している生徒

※国の就学支援金対象にも係わらず申請されていない方は受給できません。

②4月～6月分…令和元年度課税証明書

保護者等(父母合算)の道府県民税所得割額と市【町村】民税所得割額が418,500円未満に該当する生徒

※同一の保護者等に扶養される子どもが生徒本人を含んで2人以上いる世帯は、507,000円未満

③7月～3月分…令和2年度課税証明書

保護者等の課税標準額×6%—市町村民税調整控除の父母合算が251,100円未満に該当する生徒

※同一の保護者等に扶養される子どもが生徒本人を含んで2人以上いる世帯は、304,200円未満

④10月1日時点で在籍し、生徒及び保護者等(父母)が大阪府内に在住していること

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大阪府 支援補助金 (4月～6月分) 元年度 課税証明			大阪府 支援補助金 (7月～翌年3月分) 令和2年度 課税証明								
国 就学支援金 (4月～6月分) 元年度 課税証明			国 就学支援金 (7月～翌年3月分) 令和2年度 課税証明								

	世帯の子ども人数	4月～6月分 令和元年度 道府県民税所得割額 と市(町村)民税所得割額の合算	7月～3月分 課税標準額×6%—市町村民税 調整控除額の保護者の合算	就学支援金	補助金	合計
A		257,500円未満	154,500円未満	396,000円	204,000円	600,000円★
B1	1人	418,500円未満	251,100円未満	118,800円	281,200円	400,000円◇
B2	2人				381,200円	500,000円◇
B3	3人以上				481,200円	600,000円◇
大阪府対象外	1人	507,000円未満	304,200円未満	0円	0円	118,800円#
C1	2人				181,200円	300,000円#
C2	3人以上				381,200円	500,000円#
対象外		507,000円以上	304,200円以上	0円	0円	0円

★600,000円が補助金額の上限であることから、本校の授業料(565,200円)と超過授業料(23,400円～70,200円)の合計から600,000円との差額分を本校が奨学金として支給し、実質無償化となります。尚、600,000円を下回る授業料の場合は授業料額が上限となります。

◇Bランクについては、600,000円を超える授業料の額を本校が奨学金として支給するため、保護者の授業料負担額は100,000円(B2)又は200,000円(B1)となります。尚、600,000円を下回る授業料の場合は、保護者負担100,000円又は200,000円を引いた額が補助限度額となります。また、子どもが3人以上いる世帯(B3)は実質無償化世帯となります。

#Cランク 同一の保護者等に扶養される子どもが生徒本人を含んで2人以上いる世帯の、保護者の授業料負担額は、600,000円を超える授業料の額に、300,000円(C1)を加えた額となります。また、同一の保護者等に扶養される子どもが生徒本人を含んで3人以上いる世帯の、保護者の授業料負担額は、600,000円を超える授業料の額に、100,000円(C2)を加えた額となります。尚、600,000円を下回る授業料の場合も、保護者の授業料負担額は上記の通りとなります。

お問合せ

四天王寺高等学校 事務局 総務課 庶務係
TEL 06(6772)6201